

本件事故当時、福島市に居住していた申立人らが、避難費用、生活費増加費用、精神的損害等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 避難費用、生活費増加費用、就労不能損害、財物価値喪失・減少損害及び精神的損害

期間 本件事故発生から平成23年12月末まで

2 和解金額

被申立人は、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人X1及び同X2に対してそれぞれ金8万円、申立人X3及び同X4に対してそれぞれ金60万円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目については、本和解に定めるもののほか、当事者間らになんらの債権債務がないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人ら全員が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年3月24日

（仲介委員 権田光洋）